

過労死ラインの 上限時間を許すな！

～労働時間の上限規制を問う～

3・15

緊急院内集会

政府が検討している長時間労働の規制策は、時間外労働の上限を原則として「月45時間」「年間360時間」と規定するものの、その一方で企業の繁忙期に対応できるように年間720時間(月平均60時間)の例外を設け、「月最大100時間」「2か月平均80時間」の時間外労働を認めるものとされている。

これは、厚生労働省が定めたいわゆる「過労死基準」に該当するものであり、上限基準として極めて不適切である。これでは、逆に過労死・過労自死を起こす働き方を政府自らが容認するに等しく、「働き方改革」とはいえない。

真に実効性のある上限規制を定めるよう、声をあげよう！

2017年3月15日(水)14:00～
@参議院議員会館 講堂(1階)

〈主催〉

日本労働弁護団

お問い合わせ先 TEL 03-3251-5363(日本労働弁護団事務局)